

「鹿角地域アダプト・プログラム」協働パートナー契約書

「鹿角地域アダプト・プログラム」の実施に関し、〇〇〇〇（以下「甲」という。）と秋田県鹿角地域振興局建設部長（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

この契約は、鹿角地域アダプト・プログラム実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、甲及び乙が公共施設的环境美化等の活動（以下「アダプト活動」という。）に協働で取り組むにあたって、必要な事項を定めるものとする。

第2条（活動区域等）

この契約に基づくアダプト活動の区域は、別に策定する活動計画書（様式第1号）のとおりとする。

第3条（契約期間）

この契約の有効期間は、（契約の日）から（当該年度の末日）までとする。

2 この契約の有効期間満了時において、甲又は乙から契約内容の変更等の申し出がない場合は、契約の期間を1年間、自動的に更新するものとし、翌年度以降も同様とする。

第4条（甲の役割）

甲は、活動計画書に基づき、必要に応じて乙の支援を得ながら、的確にアダプト活動を実施するものとする。

第5条（乙の役割）

乙は、甲が実施するアダプト活動について、実施要綱に基づき積極的に協力するものとする。

第6条（活動計画書の策定）

甲は、アダプト活動を実施しようとするときは、乙と協力して、アダプト活動の実施前に活動計画を策定するものとする。

第7条（作業の安全）

甲は、アダプト活動を実施するにあたっては、法令を遵守し、事故等が発生しないよう十分に配慮するものとする。

第8条（廃棄物の処理等）

甲は、回収したゴミ等を、地域の分別方法に従って適正に処分するものとし、乙は、甲の回収したゴミの処分等に協力するものとする。

第9条（アダプト活動に係る許認可）

乙は、アダプト活動の実施にあたって、関係法令の許認可手続き等が必要となるときは、当該手続きが適切に処理されるよう、甲に対し助言等を行うものとする。

第10条（異常の通報）

甲は、アダプト活動の実施区域内の公共施設に異常を発見した場合は、速やかに乙に通報するもの

とする。

第11条（活動実績の報告）

甲は、アダプト活動を実施した場合は、すみやかに乙に活動実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

第12条（課題の抽出及び対策）

甲は、アダプト活動の実施等にあたり、支障等が発生又は発生する可能性がある事項について、適宜乙に申し出るものとする。

2 乙は、前項の申し出事項に関し、その解決等に向けて適切に対策を講じるものとする。

第13条（契約の変更）

この契約の内容について変更が必要な場合は、甲乙協議して処理するものとする。

第14条（守秘義務）

甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た情報を、本契約の目的以外に使用してはならず、当事者間の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

第15条（その他必要と認められる事項）

この契約の履行につき疑義の生じた事項、又はこの契約に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

（ 甲 ） 住 所

氏 名

（ 乙 ） 住 所

氏 名